

高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県ほ場整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、農業全体を下支えする基盤整備の推進及び農地の確保を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）が計画するほ場整備の実施区域において、事業化に向けた調査、計画策定等（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業の実施区域、補助率等) 赴いて

第3条 前条に規定する補助事業の実施区域、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第2号様式による補助金変更承認申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の変更

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実施設計及び変更設計の審査)

第7条 補助事業者は、補助事業の実施設計及び変更設計について、当該設計書に別記第3号様式による実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第8条 補助事業者は、知事が規則第10条第1項の規定による状況報告の必要があると認めるときは、

別記第4号様式による状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第5号様式による実績報告書に別紙1、別紙4及び別紙5を添えて当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、当該会計年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

(年度終了実績報告)

第10条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第6号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに別紙6を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 補助事業者は、年度末の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書に別紙7を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 概算払の額の算定方法については、知事が別に定めること。
- (2) 請求金額は、1,000円未満を切り捨てた金額とすること。
- (3) 請求に当たっては、的確に出来高を把握し、所要額を請求しなければならないこと。

(繰越しの承認申請)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第8号様式による補助金繰越承認申請書に別紙8及び別紙9を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、別記第9号様式による遅延届出書を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって届出書の提出に代えることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業に関する書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第10号様式による補助金調書を作成しておかななければならない。
- 4 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。
- 5 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(書類の提出)

第14条 補助事業者は、知事に書類を提出する場合は、全て所管の農業振興センター所長に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第13条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第12条の規定により繰越承認を受けた事業については、前項の規定にかかわらず、令和13年5月31日以降当該事業の実績報告書が提出されるまでの間、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

実施区域	補助対象経費	補助率
<p>1 本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。</p> <p>ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。</p> <p>2 経営体育成基盤整備事業において、区画整理を実施する予定地</p> <p>3 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画を策定した区域</p>	<p>下記の調査、計画策定等に必要であると認められる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 権利者調査（土地所有者、相続者等を含む。） 2) アンケート調査 3) 公図連続図作成 4) 計画構想図作成 5) 営農構想図作成 6) 概算事業費算出 7) 啓発普及資料作成 8) 実施計画策定の前に必要な情報収集や計画作成 9) その他ほ場整備事業の計画策定に必要な業務 	<p>調査、計画策定等に必要経費の2分の1以内とし、1,000円未満は切り捨てとする。</p> <p>ただし、補助上限を500万円とする。</p>

別表第2(第13条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度 高知県ほ場整備推進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画 別紙1のとおり
- 2 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 3 収支予算書 別紙2のとおり

4 補助金の算出基礎

地区名	補助率	補助事業費	補助金額
	%	円	円
合 計			

5 添付資料

- ・ほ場整備を計画する範囲を示した平面図（航空写真でも可）
- ・ほ場整備事業実施スケジュール
- ・予定地区の概要（本事業の実施区域となる農地、筆数、主要作物、担い手状況、その他）

別紙2

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区分(業務)	予 算 額	備 考
	円	
合 計		

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載してください。

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度 高知県ほ場整備推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金交付の決定通知がありました高知県ほ場整備推進事業費補助金について、下記のとおり事業計画の変更（補助金 円）をしたいので、高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画 別紙1のとおり
- 2 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 3 収支予算書 別紙2のとおり
- 4 補助金の算出基礎

地区名	補助率	補助事業費	補助金額
	%	円	円
合 計			

5 添付資料

- ・変更理由書
- ・ほ場整備を計画する範囲を示した平面図（航空写真でも可）
- ・ほ場整備事業実施スケジュール
- ・予定地区の概要（本事業の実施区域となる農地、筆数、主要作物、担い手状況、その他）

（注）変更部分を二段書きとし、変更前（中止及び廃止前）を括弧書で上段に記載してください。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付してください。

（交付申請時以降に変更のない場合は省略できます。）

第3号様式（第7条関係）

実施設計審査表							
年度		事業名	高知県ほ場整備推進事業	事業量		事業費	
地区名				業務			
高知県		農業振興センター		事業主体名			
職名	審査年月日、氏名(自筆)			職名	審査年月日、氏名(自筆)		
所長				課長			
技術次長				課長補佐			
課長				係長			
チーフ				係			
係				検算			
農業振興センター指示事項				事業主体回答事項			
委託業務については、上記指示内容を十分検討のうえ実施してください。							

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

年度 高知県ほ場整備推進事業費補助金事業遂行状況報告書

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について、高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、報告します。

記

- 1 事業遂行状況 別紙3のとおり
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

別紙 3

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

(2) 支出の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考	区分(業務)	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円			円	円	円	
県補助金									
市町村費									
その他									
計					計				

2 事業別状況

地区名	区分(業務)	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業費(A)	補助金	事業費(B)	補助金		
		円	円	円	円	%	事業着手年月日
							事業完了予定年月日
	計						

(注) 1 「備考」欄は、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記入してください。

2 「事業費(B)」欄は、委託業務の出来高を金額に換算した額を記入してください。

3 「進捗率」欄は、(B)/(A)で算出された数字の小数第2位を切捨てし、小数第1位で表記してください。

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度 高知県ほ場整備推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました高知県ほ場整備推進事業費補助金について、下記のとおり実施したので、高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 補助事業の成果 別紙1及び別紙4のとおり
- 2 事業の完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算書 別紙5のとおり
- 4 補助金の算出基礎

地区名	補助率	補助事業費	補助金額
	%	円	円
合 計			

別紙 4

補助事業完了検査調書

地区名	施行箇所	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工年月日 完了年月日	完了検査		契約方法	備 考
							検査年月日	検査責任者職氏名		

(注) 1 請負人は、法人名（又は商号）及び代表者名を記入してください。

2 検査日が完了した日から起算して15日を経過した日以降の場合は、備考欄に完了届受理日を記入してください。

別紙5

収 支 精 算 書

収入の部

区 分	実 績	予 算 額	差引き増減額	備考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
その他				
計				

支出の部

区 分(業務)	実 績	予 算 額	差引き増減額	備考
	円	円	円	
合 計				

第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度 高知県ほ場整備推進事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました高知県ほ場整備推進事業費補助金の年度終了実績を高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。

記

補助事業の成果 別紙6のとおり

第7号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度 高知県ほ場整備推進事業費補助金遂行状況報告及び概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました高知県ほ場整備推進事業費補助金について、高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、年度内事業遂行状況を別紙7のとおり報告します。

なお、年度内予定事業遂行のため必要がありますので、補助金未受領額中、 円を概算払によって交付されるよう請求します。

上記で報告のありました遂行状況について検査を行い、その内容が適切であることを確認しましたので、報告します。

年 月 日
高知県知事 様

農業振興センター所長 印

第8号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度 高知県ほ場整備推進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました高知県ほ場整備推進事業費補助金は、 年度内にこれを完了させることが困難になりましたので、高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により下記のとおり当該事業費の一部を翌年度に繰り越して事業を実施したく申請します。

記

- 1 繰越内容
- 2 繰越理由
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

別紙 9

繰越理由書

地区名	委託業務及び事業概要		完了予定年月日	繰越理由
	全体	繰越		

高知県知事 様

補助事業者
住所
氏名

年度 高知県ほ場整備推進事業費補助金遅延届出書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました高知県ほ場整備推進事業費補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、高知県ほ場整備推進事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

地区	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年月日までに完了したもの		年月日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載してください。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年月日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ、記載してください。

第10号様式（第13条関係）

年度

高知県ほ場整備推進事業費補助金調書

補助金			市町村名										備考
			歳入			歳出							
補助対象事業名	補助金の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金額	支出済額	うち補助金額	翌年度繰越額	うち補助金額	
高知県ほ場整備推進事業	円	%	(款) (項) (目) (節)	円	円	(款) (項) (目)	円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助対象事業名」欄には補助対象事業の名称のほか当該補助対象事業に要する経費の配分を記載してください。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載してください。ただし「補助対象事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載してください。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載してください。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載してください。
- 補助対象事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助対象事業に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成してください。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ補助金額を内書（）してください。